

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所 ●●府●●市●●●●●●●●●●

氏 名 豊中 A子

電 話 ●●-●●●●●●-●●●●●●●●●●

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋の居住の用に供され、当該敷地等が「相続の時から譲渡のことがないこと」(同号ロ)及び「取壊し、除却又は滅失後の敷地等が譲渡のことがないこと」(同号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第4項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること

(※1) 通知における特定事由と同じ。

- ・税控除を受けようとする人(確定申告をする人)の住所・電話番号・氏名を記入してください。
- ・日中、連絡のつく連絡先を記入してください。
- ・代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

閉鎖事項証明書等に記載されている地番・家屋番号を記入してください。住所(住居表示)ではありません。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地(敷地の所在地番)

豊中市●●●●(家屋番号 ●●●)

申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)

年 月 日

家屋の取壊し、除却又は滅失の日

年 月 日

被相続人の氏名及び住所

(住所)

閉鎖事項証明書に記載されている日付を記入してください。

(氏名)

申請者から見た続柄

相続開始日(被相続人の死亡日)

年 月 日

譲渡日(※6)

契約書に記載されている譲渡日を記入してください。

申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所
※書ききれない場合は別紙

□家屋
□敷地等

(住所)
●●府●●市●●●●●●●●●●

申請者以外に、当該家屋または敷地等を相続したすべての相続人を記入してください。

□家屋
□敷地等

(氏名)
豊中 C美

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。

(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。

(※5) 申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日(未登記の場合は解体工事の請負契約書等により確認した解体日等)を記載する。

(※6) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限る。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確 認 年 月 日

市が記載します。

確認を行った市区町村長

記入しないでください。

印

【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】

※市区町村記入欄

当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同法一)及び「取壊し、除却又は滅失の時まで譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同法二)を証明する書類として以下の(イ)～(ロ)のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)

①お亡くなりになった人の住民票の除票(原本)

- ・相続発生日(死亡日)、最終の居住地、他に同居人がいなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・交付日はいつでも構いません。

②家屋等を相続した人全員分の住民票(原本)

- ・相続直前から取壊し日まで、当該家屋に居住していなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・取壊し日以降に交付されたものに限りません。

① 被相続人の住民票の除票の写し(原則コピー不可)
(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、その後別の老人ホーム等に転居していた場合は、当該被相続人の戸籍の附票の写し)

② 申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し(原則コピー不可)
(相続開始の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合)から申請被相続人居住用家屋の「取壊し、除却又は滅失の時」までの期間に居住していたことを証明するもの)
※住民票の写しでは相続開始の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合)から申請被相続人居住用家屋の「取壊し、除却又は滅失の時」までの期間に居住していたことを証明できない場合(従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合)は、当該被相続人の戸籍の附票の写し

申請被相続人居住用家屋の敷地等の「譲渡の時」を証明する書類として以下の(イ)～(ロ)のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)
③ 土地の売買契約書(コピー)
・売主名が相続人であることと、敷地等の譲渡日を確認します。
・建物取壊しの「特約事項」がある場合はその部分のコピーも必要です。
・譲渡日が確認できない場合や、契約書の譲渡日と実際の譲渡日が異なる場合は、登記事項証明書を添付してください。

④閉鎖事項証明書(原本)

- ・家屋の建築時期、当該家屋及び敷地を相続により取得したこと、取壊し日を確認します。

⑤ 申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下の(イ)～(ロ)のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)

(イ) 電気、水道又はガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類
※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの

(ii) 申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の敷地等が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、その旨を表示して広告していることを証する書類(当該家屋の敷地等の使用状況が分かる写真に限る。)

⑤(ii) 広告

- ・現況が「空き家」であり、かつ「取壊し予定」と表示されているもの
- ・宅地建物取引業者が作成した書類に限ります。

⑤(i) 電気、水道、ガス(いずれかひとつで可)の使用中止日がわかる書類(コピー)

- ・使用中止日が、相続発生日から譲渡日までの間であることを確認します。
- ・使用中止日と所在地が明記されているものをご提出ください。

申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないことを明らかにする書類として以下の(イ)～(ロ)のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)

(イ) 申請者が所在市区町村又は所在市区町村が認める者に対して申請被相続人居住用家屋又は敷地等が空き家又は空き地である旨の登録を行っていることの証明書

その他上記以外の書類(写真)

⑥ 申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失の時までの期間に当該家屋の敷地等の使用状況が分かる写真(その旨を表示しているものに限る。)

⑥更地であることがわかる写真

- ・家屋の取壊しから敷地の譲渡までの間に敷地が使用されていないことを確認します。
- ・撮影日を記載してください。

⑦被相続人が老人ホーム等に入所していた場合のみ必要

⑦ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(イ)～(エ)のいずれかの書類		
(i)	介護保険の被保険者証等のコピー等(※)、第2項に規定する第62の4第2号に規定する支援のための書類、要介護認定等に ⑦(イ) 老人ホーム等に入所する直前に、要介護・要支援認定を受けていたことを確認します。 ＜例＞(いずれもコピー) ・介護保険の被保険者証 ・障害福祉サービス受給者証 ・要介護認定決定通知書	
(ii)	施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (ア)老人福祉法第5条第1項に規定する特別養老ホーム (イ)介護保険法第31条第1項に規定する介護医療院 (ウ)高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住宅法)第29条第1項に規定する高齢者向け住宅 (エ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者支援法)第10条第1項に規定する障害者支援施設(同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。)又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居 ⑦(ii) 入所時の契約書(コピー)及び被相続人が亡くなったことによる老人ホームの退去日が分かる書類等 ・老人ホーム等の名称や所在地、施設の種類の ・相続の開始直前まで老人ホーム等に入所していたことを確認します。	
(iii)	被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て) (ア)電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始の日以降のもの (イ)申請被相続人居住用家屋の出入、外泊等の記録(老人ホーム等が保有するもの)のコピー等 (ウ)その他西件を証明することができる書類(ベタ) ⑦(iii) お亡くなりになった人が老人ホーム等に入所してからも何らかの形で当該家屋を使用していたことを確認します。 (ア)電気、水道、ガス(いずれかひとつで可)の場合 ・契約名義人がお亡くなりになった人であることと使用中止日を ・確認します。	
備考	(例) た内容、替書類・	

(※7) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の提出があったが当該書類で契約名義(支払人)が明確とならなかった場合(すなわち、家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

(用紙 日本産業規格 A4)